

新信砂浄水場導水管更新事業

要求水準書

令和5年6月

留萌市水道事業

【要求水準書】

目次

第1章 総則.....	1
1. 1 要求水準書の位置づけ.....	1
1. 2 用語の定義.....	1
第2章 一般事項.....	2
2. 1 本事業の概要.....	2
1) 事業の目的.....	2
2) 事業名称.....	2
3) 事業箇所.....	2
4) 事業主体.....	2
5) 事業方式.....	2
6) 選定方式.....	2
2. 2 対象施設.....	3
1) 施設概要.....	3
2) 管路の起点（取り合い）.....	3
2. 3 業務範囲.....	4
2. 4 事業期間.....	4
第3章 業務仕様.....	5
3. 1 関係法令及び基準・仕様等.....	5
1) 関係法令.....	5
2) 要綱・各種基準等.....	6
3) 仕様書等.....	6
4) 積算基準.....	6
5) 各許可申請・届出等.....	6
3. 2 一般事項.....	7
1) 設計業務.....	7
2) 工事業務.....	12
3) その他の事項.....	17
3. 3 契約不適合責任.....	18
1) 設計の契約不適合責任.....	18
2) 施工の契約不適合責任.....	18
3) 契約不適合の判定・補修.....	18
第4章 本業務に関する要求水準.....	19
4. 1 要求水準における基本的な考え方.....	19
4. 2 基本的事項に関する要件.....	19
1) 一般事項.....	19

2) 事前調査.....	19
3) 埋設管.....	20
4) 河川横断管	21
第5章 当市による事業実施状況のモニタリング.....	22
5. 1 モニタリングの目的.....	22
5. 2 モニタリングの時期.....	22
5. 3 モニタリングの方法.....	22
5. 4 モニタリングの結果.....	22

第1章 総則

1. 1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、新信砂浄水場導水管更新事業（以下「本事業」という）を遂行するにあたり、留萌市（以下、「当市」という。）が、本事業の対象となる設計及び工事に要求する水準（以下、「要求水準」という。）について示すものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、当市は事業者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。当市による業務監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める工事請負契約書、業務委託契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

1. 2 用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「事業者」とは、本事業の受注者をいう。
- ② 「発注者」とは、留萌市水道事業 留萌市長 中西 俊司をいう。
- ③ 「応募者」とは、代表企業及び特定建設工事共同企業体の構成企業をいう。
- ④ 「代表企業」とは、応募の主体となる企業をいう。
- ⑤ 「提案書類」とは、提案書及び見積書等をいう。
- ⑥ 「提案書」とは、応募者が見積り時に提出した提案書をいう。
- ⑦ 「設計企業」とは、設計を行う企業をいう。
- ⑧ 「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ⑨ 「地元企業」とは、工事を行う当市に本社・本店を置く企業をいう。
- ⑩ 「本事業」とは、新信砂浄水場導水管更新事業をいう。
- ⑪ 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- ⑫ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ⑬ 「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ⑭ 「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- ⑮ 「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを当市が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、当市は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑯ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、当市が書面により同意することをいう。
- ⑰ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は当市の指示に従わなければならない

第2章 一般事項

2.1 本事業の概要

1) 事業の目的

当該導水管路施設は、昭和26年度の布設後72年が経過し耐用年数（φ300mmコンクリート管：60年、φ350mm鑄鉄管55年）を大幅に超え経年劣化が進行しているため、管路の更新及びあわせて、耐震性能を持たせることを目的とする。

2) 事業名称

新信砂導水管更新事業

3) 事業箇所

増毛郡増毛町信砂574番地外

4) 事業主体

留萌市水道事業 留萌市長 中西 俊司

5) 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB（Design Build）方式で実施する。なお、対象施設の建設に関しては、厚生労働省の交付金を受けることを予定しており、事業者は、交付金申請等に伴う資料作成支援等を行う。

6) 選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2. 2 対象施設

1) 施設概要

本事業の対象施設は、表 2-1 に示すとおりである

表 2-1 施設概要

種別		屋外		室内	
		導水管	排水管	導水管	排水管
口径		φ 500mm	φ 150mm	φ 500mm	φ 150mm
管種		DCIP	DCIP	DCIP	DCIP
工種	単位	概算設計数量			
開削工	m	220	70	5	5
河川横断	箇所	1	—	—	—

注 1) 数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

2) 管路の起点（取り合い）

取水施設（取水井、ゲート等）は別途工事において、建設する計画である。事業者は、別途工事の受注者と調整を図り、取り合いの位置及び方法の詳細を定めること。なお、別途工事の受注者は、令和 5 年 9 月に決定する予定である。

2. 3 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表 2-2 に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調 査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査 ^{注1)}
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査 ^{注1)}
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査
設 計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の支援業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、申請書類等の作成支援を行う。
工 事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	交付金申請書等作成の支援業務	交付金の申請に必要な申請書類等の作成支援を行う。また、当市が会計検査を受検する際に協力をを行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

注1) 当市にて実施した測量調査、地質調査報告書等の資料及びデータは貸与し、その他に必要な場合。

2. 4 事業期間

令和7年3月31日まで

※ただし、詳細設計業務は令和6年3月10日までに完了すること

第3章 業務仕様

3. 1 関係法令及び基準・仕様等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ア 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- イ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- エ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- オ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- カ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- キ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ク 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ケ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- コ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- サ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- シ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ス 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- セ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ソ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- タ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- チ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ツ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- テ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ト 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ナ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成 3 年法律第 48 号）
- ニ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- ヌ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ネ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- ノ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ハ その他本事業に関連する法令

2) 要綱・各種基準等

本事業で適用する技術基準、指針等は以下のとおりであり、最新版を適用するものとする。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは当市の確認を要する。

- ア 水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- イ 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 水道維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- エ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- オ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- カ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- キ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ク その他の関連要綱・各種基準等

3) 仕様書等

- ア 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- イ 水道工事標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 北海道土木工事共通仕様書
- エ 北海道設計業務共通仕様書
- オ 水道施設設計業務委託標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
- カ 下水道土木工事共通仕様書（案）（国土交通省 都市地域整備局下水道部）
- キ 日本ダクタイル鉄管協会技術資料（一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会）
- ク 日本水道鋼管協会技術資料（日本水道鋼管協会）
- ケ 配水管布設工事標準仕様書（留萌市水道事業）

4) 積算基準

- ア 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- イ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ウ 下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人 日本下水道協会）
- エ 推進工法用設計積算要領（公益社団法人 日本推進技術協会）
- オ 工業用水道工事設計標準歩掛表（一般社団法人 日本工業用水協会）
- カ その他関係する積算基準等

5) 各許可申請・届出等

本工事に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは表 3-1 のとおりである。事業者は事業工程を踏まえたうえで、必要な資料を作成し、当市又は表 3-1 の関係機関へ提出すること。また、本表に記載のない申請等についても、本事業の遂行に必要であるものは事業者が申請等を行うこと。

なお、事業者は関係機関へ提出した書類の写しを当市へ提出すること。

表 3-1 各種届出等一覧

区 分	申請・届出の名称	提 出 先		備考
河川	河川占用許可申請	新信砂川	増毛町	
		山田の沢川	増毛町	
道路	道路占用許可申請	無し		
鉄道軌道等	近接協議	無し		
農業用排水路	土地改良施設使用 承諾申請	増毛町		
その他必要となる書類				

3. 2 一般事項

1) 設計業務

ア) 基本事項

(1) 業務の対象

事業者は、要求水準書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

(2) 業務の範囲

事業者は、設計業務の遂行に当たり、当市と協議のうえ進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。事業者は、当市に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。当市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。当市が設計内容に関する説明を行う場合、当市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として事業者の負担とする。

(4) 中立性の保持

事業者は、中立性を保持しなければならない。

(5) 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(6) 公益確保の責務

事業者は、業務を行うにあたっては、公共安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(7) 適用基準

本業務を行うにあたっては、3.1「関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新の版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、

改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

(8) 技術者の配置

設計企業は、応募資格審査に関する提出書類に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

(9) 再委託

(ア) 事業者は、次の各号に該当する場合、再委託することはできない。

- ① 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- ② 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- ③ 現地調査の主要部分

(イ) 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、当市の承諾を必要としない。

(ウ) 事業者は、(イ)に規定する業務以外の再委託にあたっては、当市の承諾を得なければならない。

イ) 調査

(1) 資料の収集

設計施工に必要な地下埋設物調査及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署・企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(2) 現地踏査

本事業の設計対象範囲において踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(3) 地下埋設物調査

本業務の設計対象範囲において、地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等を当市及び企業者等が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(4) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

(5) 測量調査

当市にて実施した測量調査の資料及びデータは貸与し、その他に必要となる場合には必要な測量を行うものとする。

(6) 地質調査

当市にて実施した測量調査の資料及びデータは貸与し、その他に必要となる場合には必要な地質調査を行うものとする。

(7) 試掘調査

設計施工で必要となる既設管接続箇所、既設管近接箇所等において、試掘調査を行い、埋設物の状況を確認しなければならない。

(8) 参考資料の貸与

当市は、本事業に必要な関係資料等を貸与する。

ウ) 設計計画

- (1) 計画ルート of 照査を行い、ルートを変更する必要性が生じた場合は、変更ルートの検討を行い、当市と協議のうえルートを確認する。
- (2) 設計条件の設定、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較、施工計画等の検討を行う。

エ) 各種計算

管厚、一体化長、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算にあたっては、事業者がその方法を提案するものとし、当市と協議のうえ、計算方針を定める。

オ) 設計図作成

主要な設計は、下記により作成することとし、図面完成時には当市の承諾を受けなければならない。

- (1) 位置図は、地形図に設計箇所を記入すること。
- (2) 平面図は、測量による平面図等に基づいて、管路の占用位置、弁類、排水管及び管種、口径、延長並びに管路の名称等を記入すること。
- (3) 詳細平面図は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、横断箇所等、特に詳細図を必要とする箇所について作成するほか、当市が指示する場合に作成すること。
- (4) 縦断面図は、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、管路の名称及び河川、国道等の位置と名称、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等を記入すること。
- (5) 横断面図は、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、管路の名称及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び離隔寸法等を記入すること。
- (6) 配管図は、直管、異形管、弁類等を管割図として記載するとともに、管種、口径、延長、管材等の名称等を記入すること。
- (7) 構造図は、特殊な布設構造図、弁室、排水柵、防護コンクリート、水管橋等、特に構造図を必要とするものについて作成すること。
- (8) 仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成すること。設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

カ) 数量計算

配管、土工、舗装、構造物、仮設、補助工法等の材料別に数量を算出する。数量の算出にあたっては、3. 1. 4) の積算基準等に基づくものとする。

キ) 設計書作成

数量計算及び3. 1. 4) の積算基準等に基づき、設計書（金入）を作成するとともに、その根拠となる積算資料を作成し、とりまとめる。

ク) 報告書

設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、施工方法、仮設方法、各種計算等の検討内容をとりまとめる。

ケ) 照査

事業者は、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう照査を実施し、照査報告書を作成する。照査報告書の作成にあたっては、事前に照査計画書を当市に提出し確認を得るものとする。

コ) 事業者は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本設計の確認内容について
- ② 比較検討の方法及びその内容について
- ③ 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- ④ 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等）について
- ⑤ 計算書と設計図の整合性について

サ) 手続書類の提出

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を本市に提出し確認を得るものとする。

- (1) 業務着手時
 - ① 着手届
 - ② 業務工程表
 - ③ 管理技術者届及び経歴書
 - ④ 照査技術者届及び経歴書
- (2) 業務中
 - ① 業務計画書
 - ② 業務打合せ簿（打合わせの都度）
- (3) 業務完了時
 - ① 委託業務完了届
 - ② 納品書
 - ③ 業務委託請求書

シ) 設計図書の提出

事業者は、当市の確認を受けた後、設計図書を市に提出するものとする。

- ① 実施設計図 A 3 版：2 部
- ② 報告書 A 3 版：2 部
- ③ 各種計算書 A 3 版：2 部
- ④ 数量計算書 A 3 版：2 部

- ⑤ 設計書（金入） A3版：2部
- ⑥ 特記仕様書 A3版：2部
- ⑦ 打合せ議事録 A3版：2部
- ⑧ その他資料（データ一式）

なお、様式・書式については、事前に当市の承諾を得るものとする

表 3-2 提出する設計図（実施設計図）

内容
図面目録、現況平面図、平面図、縦断図、横断図、配管図、詳細図、構造図、配筋図、土工図、仮設図、標準図、復旧図、その他必要なもの一式

ス) 完成検査等

出来高検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

(1) 出来高検査

- (ア) 部分払いの請求を行った場合は、出来高検査を受けること。
- (イ) 部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に設計の出来形に関する資料を作成し、当市に提出すること。
- (ウ) 出来高検査は、当市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象とした設計の出来形に関する資料の検査を行うものとする。

(2) 完成検査

- (ア) 事業者は、工事目的物を対象とした設計の完成検査の要件を満たした業務完了届を当市に提出すること。
 - ① 要求水準書等に示されるすべての業務が完成し、成果品を納入していること。
 - ② 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を当市と締結していること。
- (イ) 完成検査は、当市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象とした設計の成果品の検査を行うものとする。

セ) 留意事項

(1) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は当市に確認したうえで、事業工程を踏まえて必要な時期までに事業者が提出すること。

(2) 会計実地検査対応の支援

本事業は交付金事業であることから、事業者は当市の要求する書類を所定の時期までに当市に提出するとともに、会計実地検査対応の支援を行うこと。

(3) その他

本事業を実施する上で必要な関連業務については、事業者の責任をもって対応すること。

2) 工事業務

ア) 工事施工の対象

事業者は、自らが設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

イ) 工事施工の範囲

- (1) 事業者は、工事を自己の責任において施工するものとする。
- (2) 工事の施工にあたり、必要となる工事説明会、準備調査（家屋調査等）などの近隣住民との対応・調整については、当市と協議のうえ、行うものとする。
- (3) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとする。
- (4) 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については事業者の負担とする。事業者は、当市と協議のうえ、工事着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、当市に提出するものとする。
- (5) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。
- (6) 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- (7) 事業者は、当市に対し、現場代理人等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、当市は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- (8) 事業者は、当市が発注した、その他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。
- (9) 事業者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、当市へ報告すること。
- (10) 事業者は、発生する残土、廃材等を適切に処分すること。処分先については、当市と調整のうえ、決定すること。

ウ) 適用基準

本工事を行うにあたっては、3.1「関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。
なお、いずれも工事施工時点において最新の版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

エ) 工事関係書類の提出

【着工時】

- ・ 工事着手届
- ・ 実施工程表
- ・ 現場代理人及び主任（監理）技術者等届
- ・ 建設業退職金共済制度証紙購入確認書等
- ・ 建設業労災補償共済当加入確認書
- ・ 労働保険加入確認書

- ・ 施工計画書
- ・ 使用材料承認願
- ・ 施工体系図
- ・ 施工体制台帳
- ・ コリズ登録内容確認書（業務着手時）

【施工中】

- ・ 各種試験結果報告書
- ・ 各種出荷証明
- ・ 工事履行報告書
- ・ 工事打合せ簿（打合わせの都度）
- ・ 確認・立会願
- ・ 段階確認書
- ・ 工事日報、工事週報、工事月報
- ・ コリズ登録内容確認書（代理人等の変更が生じた都度）

【完成時】

- ・ 工事完成届
- ・ 完成図書（出来形管理図表、品質管理図表）
- ・ 工事写真
- ・ 各種検査試験報告書
- ・ 建設副産物処理報告書マニフェスト D 票（写し）
- ・ 竣工図
- ・ 安全訓練等の実施報告書
- ・ 建設業退職金共済制度証紙受払簿
- ・ コリズ登録内容確認書（業務完了時）

その他、法令等に基づき必要とする書類や当市が必要とする書類の提出を求められることがある。工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、当市と協議のうえ、互いに協力し作成する。

オ) 出来高精算業務

事業者は、原則として年度ごとに、出来高精算に係る変更設計図書（変更箇所を示した図、竣工図、出来高数量計算書、変更設計書（金入・金抜）、積算資料等）を作成すること。

カ) 完成検査等

中間検査、出来高検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

(1) 中間検査

- (ア) 各年度の本工事の進捗率が概ね 50%の段階で中間検査を実施することができる。
- (イ) 各年度の完成検査、出来高検査前において、重要構造物等の不可視部分の検査を実施することができる。

(2) 出来高検査

- (ア) 事業者は、部分払いの請求を行った場合は、出来高検査を受けること。
- (イ) 事業者は、部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料（変更設計書含む）を作成し、当市に提出すること。
- (ウ) 出来高検査は、当市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- (エ) 当市が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応じること。

(3) 完成検査

- (ア) 事業者は、工事完成検査の要件を満たした工事完成届を当市に提出すること。
 - ① 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - ② 当市が修補その他必要な措置を取ることを請求したとき、当市の請求した措置が完了していること。
 - ③ 設計図書により義務付けられた工事写真、完成図書、工事完成図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を当市と締結していること。
- (イ) 完成検査は、当市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- (4) 当市が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応ずるものとし、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。

キ) 作業日及び作業時間について

- (1) 工事は、原則昼間作業とし、通勤通学時間帯の作業は避けること。
- (2) 夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
に工事を施工する場合は、当市と事前に協議すること。

- (3) 事業者は、農地（水田等）に隣接し、かつ農作業者の通行等に支障が生じる場所では、地元関係者の同意を得て作業を行うこと。
- ク) 工事の周知について
工事着手前に必ず施工方法等について、地元住民及び関係機関に説明し、施工すること。
- ケ) 施工中の安全確保及び環境保全について
- (1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
 - (2) 施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
 - (3) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
 - (4) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。
- コ) 安全対策等について
- (1) 保育園及び小・中学校の通学路等になっている路線の工事を施工する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
 - (2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
 - (3) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。
 - (4) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本事業の工事により給水に支障を生じさせた場合は、当市に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、事業者の負担により速やかに復旧すること。
 - (5) 安全教育及び安全訓練等を月 1 回、半日以上実施し、その記録を書類等で整備すること。また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。
- サ) 災害時の安全確保について
災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に当市に報告すること。
- シ) 保険
事業者は、工事を適正に遂行するにあたり、各種保険等に加入した場合は、工事着手前に保

険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを当市に提出すること。

ス) 近隣対策

- (1) 事業者は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- (2) 施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し、影響がある関係機関等に対し事前に周知すること。
- (3) 事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を当市に報告すること。

セ) 工事实績情報の登録

事業者は、工事实績情報として「工事カルテ」を作成、登録の上、当市に提出すること。

ソ) 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」第 24 条の 7 第 1 項及び「建設業法施行規則」第 14 条の 2 に基づき、施工体制台帳に係る書類及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出すること。

タ) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 15 条第 3 項により、当市は施工体制について点検を求めることがある。

チ) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

ツ) 環境物品等の調達推進について

建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行うこと。ただし、要求水準書において示されたものは除く。

テ) その他

- (1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について配慮すること。

- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。
- (4) 建設企業及び地元企業は、応募資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者について、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を専任で配置すること。
- (5) 建設企業は、応募資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第 26 条に定める監理技術者のうち、当該事業工事に係る建設業が特定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。この場合において、当市から請求があったときは、資格者証を提示すること。

ト) 工程管理及び施工管理

- (1) 事業者は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について当市に報告すること。当該報告を踏まえ、当市が行う進捗状況の確認に協力すること。
- (2) 事業者は、本工事対象施設が詳細設計図書に適合するように施設の質の向上に努め、当市に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- (3) 事業者は、当市に工事の進捗状況を毎月報告すること。

ナ) 施工図等の提出

事業者は、本工事の施工にあたり、仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に当市に提出して確認を受けること。

ニ) 検査対応

事業者は、工事を完成したときは、その旨を当市に通知し、当市は、速やかに検査を行うものとする。

事業者は、当市の検査に合格したときは、当市の指示に従い、建設目的物の引渡しを行う。

ヌ) 交付金申請書等作成補助業務

事業者は、交付金の申請に必要な図面等の作成を行う。また、会計実地検査の受検にあたり、事業者は当市の要求する書類を所定の時期までに当市に提出するとともに、会計実地検査対応の支援を行う。

3) その他の事項

- ア) 事業者は、設計及び建設の事業期間を通じて統括責任者等が常駐するための現場事務所を当市内に設置すること。

3. 3 契約不適合責任

検査終了後、事業者はその結果に基づき当市に施設の引き渡しを行う。この場合の契約不適合責任の内容・条件は下記のとおりとする。

1) 設計の契約不適合責任

- ア) 事業者は、各年度の出来高検査後、部分引渡しを受けた詳細設計図書に係る契約不適合については、契約不適合責任の期間を原則3年以内（故意又は重大な過失が認められる場合は10年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。
- イ) 要求水準書、詳細設計図書及び提案書等に記載した施設の性能及び機能は、全て事業者の責任において保証する。
- ウ) 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。
- エ) 各年度の詳細設計時に提出する詳細設計図書に対して、当市がこれを確認したことをもって、事業者の設計の契約不適合にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。

2) 施工の契約不適合責任

- ア) 事業者は、各年度の出来高検査後、部分引渡しを受けた水道工事の目的物である管路等の基本的性能に関する契約不適合については、契約不適合責任の期間を原則10年とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。
- イ) 路面本復旧の契約不適合責任の期間は、各年度の出来高検査後、2年以内（故意又は重大な過失が認められる場合は10年）とする。また、完成検査を実施し、引渡し後（部分引渡しを受けていない部分）の契約不適合責任も上記期間と同様とする。ただし、路面仮復旧で部分引渡しをした場合は、路面本復旧着手時までを契約不適合責任の期間とし、事業者が維持管理を行うものとする。
- ウ) 所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。
- エ) 当市が確認、説明、報告を受けたことによって、事業者は施工に起因する契約不適合にかかる責任の全部または一部を回避し得ないものとする。

3) 契約不適合の判定・補修

- ア) 契約不適合判定に要する経費は、事業者の負担とする。
- イ) 契約不適合責任の期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。

第4章 本業務に関する要求水準

4. 1 要求水準における基本的な考え方

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計図書を作成するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとし、原則、提案に基づく内容については、設計変更の対象とはしない。

4. 2 基本的事項に関する要件

1) 一般事項

- ア) 管路の設計水圧は、0.75MPaとする。
- イ) 導水方式は、自然流下方式とする。
- ウ) 工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に当市と協議の上、実施すること。
- エ) 工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- オ) 既設管等への接続及び切替工事については、切替作業計画書を作成し、当市の確認を得たうえで実施すること。また、切替に伴い配水運用に支障が生じるおそれがある場合は、当市と協議、調整を図り、その対策を検討すること。
- カ) 水圧試験は、試験方法、手順等を定めた水圧試験計画書を作成し、当市の確認を得たうえで実施すること。水圧試験に必要となる水道水は、当市から無償で提供するが、受け入れに伴い必要となる管路、設備等の資機材の準備や注水作業は事業者が行うこと。
- キ) 通水試験及び洗管は、通水試験及び洗管計画書を作成し、当市の確認を得たうえで実施すること。
- ク) 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、事業者が実施すること。
- ケ) 公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。
- コ) 事業者は、工事着手前に関係機関と連絡調整を図らなければならない。
- サ) 工事は、「配水管布設工事標準仕様書（留萌市水道事業制定）」等に準じて行うこと。
- シ) 工事に使用する材料は、日本水道協会規格、日本工業規格、日本下水道協会規格及び日本農林規格等に適合したものをを用いること。
- ス) 工事で使用する材料において、日本水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等及び製造工場の認定証明書を提出すること。

2) 事前調査

- ア) 事業者は、本工事を進めるうえで、測量調査、地質調査及び地下埋設物調査等の事前調査を

必ず実施すること。

- イ) 事業者において、各種調査を実施する際には、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠して実施すること。
- ウ) 資料収集を通じて得た個人情報、「当市個人情報保護条例」による適切な管理・処理を行うこと。

3) 埋設管

- ア) 埋設管の管種は、ダクトイル鋳鉄管（DCIP）とすること。なお、地下埋設物等が支障になるなどの制約条件等により、合理的な設計ができないと当市が判断した場合は、同等以上の水準の仕様を有する管種に変更できる。
- イ) ダクトイル鋳鉄管の継手種別は、「水道施設耐震工法指針・解説」による埋設管に求められる耐震性能を満足するものとする。なお、本施設の重要度は、ランクA1とする。
- ウ) ダクトイル鋳鉄管の管厚は管圧計算により適切に設定し、内面塗装は直管をモルタルライニング塗装、異形管をエポキシ樹脂粉体塗装とする。
- エ) 埋設管の設計にあたっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
- オ) 埋設管は、「水道施設の技術的基準を定める省令（厚労省令第15号）」を満足する構造とすること。
- カ) 埋設管の土被りは、動水勾配を考慮のうえ原則1.2m以上を確保すること。
- キ) 埋設管には、ポリエチレンスリーブ全巻きし、埋設シートを管頂600mmに設置し、管理設表示テープ及び水道名称板等を埋設時に設置すること。
- ク) 不平均力等に耐える必要な管防護（コンクリート防護、ライナー等）を施すこと。
- ケ) 口径350mm以上のバルブには、充水機能を有したバルブを用いること。
- コ) 運用後管内の土砂等の堆積状況を確認、清掃するための点検人孔を設置すること。
- サ) 工事で発生する建設発生土は、掘削後、発生土の利用が可能か目視または土質試験により確認し、埋戻しの適否を当市と協議するものとする。
- シ) 地下埋設物調査については、当市が提示した資料に加え、事業者が追加で必要な資料収集（最新版の確認等）及び現地調査を行ったうえで設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計すること。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、当市と調整したうえで、関係機関と協議し、設計に反映すること。
- ス) 河川占用等については、事前協議を実施している。事業者は、詳細設計において事前協議の結果を踏まえた協議用資料を作成し、速やかに関係機関協議を実施すること。
- セ) 事業者は、詳細設計図書について当市の承諾を得た後、本管路施設の施工を行うこと。
- ソ) 本管路施設の機能、能力は、全て事業者の責任により確保すること。
- タ) 事業者は、建設工事中、その責任において安全に配慮し、危険防止対策を行うとともに、作業従事者への安全教育を実施し、労働災害の発生が無いように努めること。
- チ) 管路を施工する際の仮設工については以下のとおりとする。
 - (1) 仮設計画については、3.1「関係法令及び基準・仕様等」に示す関係法令、仕様書、基

準等に準拠すること。

- (2) 土留壁設置による掘削部周辺施設、河川の影響について配慮し、影響を与えない計画とすること。また、必要に応じて変位の計測等の措置を講ずること。

4) 河川横断管

- ア) 工作物設置許可基準の第7章 伏せ越し、第8章管類等に準拠すること。
- イ) 平面形状は直線として、設置の方向は洪水時の流心方向に対して直角を基本とする、。
- ウ) 二重管構造とし、河床からさや管頂部にて土被りを1.0m以上確保すること。
- エ) 河床部の埋戻は、コンクリート（C-1相当）にて行うこと。
- オ) 護岸は、かごマット工（多段積型）にて管中心から上下流5mの範囲で両岸復旧すること。
なお、中詰め材は増毛町産の砕石（割栗石5～15cm）を使用すること。
- カ) 横断工の施工は、11月から3月までの非出水期とし、施工月における5カ年最大流量での河川流量を流下可能な仮設工法を選択すること。
- キ) 下流への影響を最小化するため沈殿槽等を設け、排水のSS濃度を低下させること。

第5章 当市による事業実施状況のモニタリング

5. 1 モニタリングの目的

当市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

5. 2 モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。
また、設計・施工の進捗状況について、当市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。
なお、当市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

5. 3 モニタリングの方法

モニタリング方法については、当市が定めた方法に従ってモニタリングを行い、当市は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

5. 4 モニタリングの結果

当市のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、当市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。